

平成27年6月16日

株主各位

東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目15番7号  
株式会社 小林洋行  
代表取締役社長 細金成光

「第68回定時株主総会招集ご通知、法令及び定款に基づく  
インターネット開示事項」の一部訂正について

拝啓 株主の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
さて、平成27年6月9日付で当社ウェブサイトに掲載いたしました「第68回定時株主総会招集ご通知、法令及び定款に基づくインターネット開示事項」の一部に誤りがございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

敬具

記

訂正箇所 「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」（訂正箇所は\_\_で表示）

《連結注記表》

【訂正前】

9. 企業結合等に関する注記

（取得による企業結合）

（5）企業結合日に受け入資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

（概算額の算定方法）

企業結合が当連結会計年度開始の日に完成したと仮定して算定された売上高及び損益情報を影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明は受けておりません。

【訂正後】

（5）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

企業結合が当連結会計年度開始の日に完了したと仮定して算定された売上高及び損益情報を影響の概算額としております。なお、当該注記は監査証明は受けておりません。

《個別注記表》

【訂正前】

7. 税効果会計に関する注記

（2）法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

（前略）

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月以後に開始する連結会計年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されました。

【訂正後】

（前略）

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されました。

以上